

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

「ワンストップ特例制度」とは？

本来、寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告が必要です。
ただし、下記の条件に該当する方は、より簡単な特例制度が利用できます。
なお、「確定申告」「住民税の申告」をされる場合は、この制度が利用できません。



「ワンストップ特例制度」が利用できる条件

次の両方に当てはまる方が利用できます。

1. ふるさと納税（寄附）の翌年に「**確定申告**」や「**住民税の申告**」をしない方
2. 1年間のふるさと納税先の自治体が**5団体以内**の方（回数や口数は問いません）

「ワンストップ特例制度」の申請に必要な提出書類

1. 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
2. マイナンバー確認書類・本人確認書類

提出期限

寄附をした翌年の1月10日（必着）までに以下の送付先までお送りください。

送付先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430

まんのう町役場 地域振興課 行

- 申請書
- マイナンバー確認書類
身元確認書類
- お引越し等された方は身元確認書類
等の住所変更はお済みでしょうか？
- 封筒に住所とお名前をご記入ください。

ご送付の前にご確認ください。

ご注意ください！！

「寄附金受領証明書」は本特例の利用の有無に関わらずお送りしておりますが、後から確定申告をする必要がある場合がありますので、大切に保管してください。

本特例を申請した人が確定申告をした場合は、確定申告が優先され、本特例で申請した寄附金控除を受けることができません。

そのため、確定申告をされる場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

お問合せ先

まんのう町 地域振興課 ふるさと納税係

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430

TEL：0877-73-0122

MAIL：chiiki@town.manno.lg.jp